

新潟県条例第52号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動前号」という。）が存在する場合には当該移動後号を当該移動前号とし、移動後号に対応する移動前号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
(行為の制限)		(行為の制限)	
第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。	第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。		
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)		
(3) <u>新潟県立鳥屋野潟公園で行われる競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための駐車場として当該公園の駐車場を独占して利用すること。</u>	(3) (略)		
(4) (略)	(4) (略)		
(5) (略)	(5) (略)		
(6) (略)	(5) (略)		
2～5 (略)	2～5 (略)		
(公園予定区域及び予定公園施設についての準用等)	(公園予定区域及び予定公園施設についての準用等)		
第15条 第2条（同条第1項第3号を除く。）から第13条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。	第15条 第2条から第13条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。		
2・3 (略)	2・3 (略)		
別表第2 （第10条関係）		別表第2 （第10条関係）	
(1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合		(1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合	
区分	単位	金額	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
公園施設の管理	(略)	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に1.08を乗じ	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に1.05を乗じ

		て得た額	
(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合			
区分	単位	金額	
		新潟市	新潟市以外の市町村
(略)			
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合 (略)	259円	22円
(略)			
(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合			
区分	分	単位	金額
物品を販売し、又は頒布すること。		(略)	760円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しをすること。	新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム2階ラウンジ及びパントリー	(略)	93円
	その他		46円
新潟県立鳥屋野潟公園で行われる競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための駐車場として当該公園の駐車場を独占して利用すること。		1平方メートルにつき1日	8円
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	ロケーション	1件につき1日	17,000円
	写真の撮影	1台につき1日	630円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示する			
(略)		(略)	80,200円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示する		その他の広告物	

		て得た額	
(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合			
区分	単位	金額	
		新潟市	新潟市以外の市町村
(略)			
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合 (略)	252円	21円
(略)			
(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合			
区分	分	単位	金額
物品を販売し、又は頒布すること。		(略)	740円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しをすること。	新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム2階ラウンジ及びパントリー	(略)	90円
	その他		45円
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	ロケーション	1件につき1日	16,500円
	写真の撮影	1台につき1日	610円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示する			
(略)		(略)	78,000円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示する		その他の広告物	

こと。	新潟県立鳥屋野潟公園(略)		内野		外野		26,700円	40,100円
	園野球場内に広告物を表示すること。		その他の広告物		(略)			
(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合(新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。)								
新潟県立鳥屋野潟公園	区	分				単 位	金 額	
		多目的運動広場(北側)	全面使用	青少年	その他			
	多目的運動広場(北側)	全面使用	青少年	410円	(略)	410円		
			その他	820円				
		半面使用	青少年	205円	410円			
			その他	410円				
多目的運動広場(南側)	全面使用	青少年	410円	820円				
		その他	820円					
	多目的運動広場(南側)	半面使用	青少年	205円	410円			
			その他	410円				
	レストハウス休憩ホール	全面使用	青少年	2,900円	午前	2,900円		
			その他	4,600円			午後	4,600円
				7,500円				
	展示学習室	全面使用	青少年	(略)	午前	(略)		
			その他	2,300円			午後	2,300円
				3,700円				
新潟県立紫雲寺記念公園	オートキャンプサイト	全面使用	青少年	5,500円	1サイトにつき	5,500円		
			その他	使用しよ とす 者 (学 齢に 違 しな い者 を 除く 。)の 数 に 児 童 等 に あ つ て は 105 円を 、 そ の 他 の 者 に あ つ て は				

こと。	新潟県立鳥屋野潟公園(略)		内野		外野		26,000円	39,000円
	園野球場内に広告物を表示すること。		その他の広告物		(略)			
(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合(新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。)								
新潟県立鳥屋野潟公園	区	分				単 位	金 額	
		多目的運動広場(北側)	全面使用	青少年	その他			
	多目的運動広場(北側)	全面使用	青少年	400円	(略)	400円		
			その他	800円				
		半面使用	青少年	200円	400円			
			その他	400円				
	多目的運動広場(南側)	全面使用	青少年	400円	800円			
			その他	400円				
	多目的運動広場(南側)	半面使用	青少年	200円	400円			
			その他	400円				
	レストハウス休憩ホール	全面使用	青少年	2,800円	午前	2,800円		
			その他	4,500円			午後	4,500円
				7,300円				
	展示学習室	全面使用	青少年	(略)	午前	(略)		
			その他	2,200円			午後	2,200円
				3,600円				
新潟県立紫雲寺記念公園	オートキャンプサイト	全面使用	青少年	5,300円	1サイトにつき	5,300円		
			その他	使用しよ とす 者 (学 齢に 違 しな い者 を 除く 。)の 数 に 児 童 等 に あ つ て は 100 円を 、 そ の 他 の 者 に あ つ て は				

210円を乗じて得た額を加算した額	1 サイトにつき 日帰り	テニスコート		多目的運動広場		屋内運動施設		
		青少年	その他	青少年	その他	児童等	高校生等	その他
3,200円に使用しよ者とす者(年齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額		(略)		(略)		2時間	2時間	2時間
						超過1時間	超過1時間	超過1時間
255円						(略)	(略)	(略)
510円						午前又は午後	午前又は午後	午前又は午後
410円						夜間	夜間	夜間
820円						児童等	高校生等	その他
1,270円						2時間	2時間	2時間
620円						超過1時間	超過1時間	超過1時間
1,270円						(略)	(略)	(略)
1,680円						午前又は午後	午前又は午後	午前又は午後
840円						超過1時間	超過1時間	超過1時間
1,680円						(略)	(略)	(略)
1,680円						児童等	高校生等	その他
2,100円						2時間	2時間	2時間
1,040円						超過1時間	超過1時間	超過1時間

200円を乗じて得た額を加算した額	1 サイトにつき 日帰り	テニスコート		多目的運動広場		屋内運動施設		
		青少年	その他	青少年	その他	児童等	高校生等	その他
3,100円に使用しよ者とす者(年齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額		(略)		(略)		2時間	2時間	2時間
						超過1時間	超過1時間	超過1時間
250円						(略)	(略)	(略)
500円						午前又は午後	午前又は午後	午前又は午後
400円						夜間	夜間	夜間
800円						児童等	高校生等	その他
1,230円						2時間	2時間	2時間
600円						超過1時間	超過1時間	超過1時間
1,230円						(略)	(略)	(略)
1,630円						午前又は午後	午前又は午後	午前又は午後
820円						超過1時間	超過1時間	超過1時間
1,630円						(略)	(略)	(略)
1,630円						児童等	高校生等	その他
2,040円						2時間	2時間	2時間
1,010円						超過1時間	超過1時間	超過1時間

新潟県立植物園	研修室	全面使用	夜間	2,100円
			午前又は午後	270円
	会議室		夜間	200円
			午前	4,100円
	全面使用	午後	6,200円	
		全日	10,300円	
		午前	2,100円	
		午後	3,100円	
		全日	5,100円	
	半面使用	夜間	(略)	
午前		190円		
午後		4,000円		
全日		6,000円		
午前		10,000円		
半面使用	午前	2,000円		
	午後	3,000円		
全日	5,000円			
時間	夜間	(略)	2,100円	
	午前又は午後	2時間	270円	
	夜間	(略)	200円	
	午前	(略)	4,100円	
	午後	(略)	6,200円	
	全日	(略)	10,300円	
	午前	(略)	2,100円	
	午後	(略)	3,100円	
	全日	(略)	5,100円	

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムに限る。）

区	区分	単位	金額
グラウンド	営利的な目的の場合	生徒等	11,400円
		その他	(略)
	グラウンドを使用する場合	午前	15,200円
		午後又は夜間	3,800円
		超過1時間	22,800円
		午前	30,400円
		午後又は夜間	7,600円
		超過1時間	14,350円
		午前	19,150円
		午後又は夜間	4,800円
超過1時間	28,700円		
午前	38,300円		
超過1時間	9,600円		
午前	17,300円		

新潟県立植物園	研修室	全面使用	夜間	2,040円
			午前又は午後	260円
	会議室		夜間	190円
			午前	4,000円
	全面使用	午後	6,000円	
		全日	10,000円	
		午前	2,000円	
		午後	3,000円	
		全日	5,000円	
	半面使用	夜間	(略)	
午前		190円		
午後		4,000円		
全日		6,000円		
午前		10,000円		
半面使用	午前	2,000円		
	午後	3,000円		
全日	5,000円			
時間	夜間	(略)	2,040円	
	午前又は午後	2時間	260円	
	夜間	(略)	190円	
	午前	(略)	4,000円	
	午後	(略)	6,000円	
	全日	(略)	10,000円	
	午前	(略)	2,000円	
	午後	(略)	3,000円	
	全日	(略)	5,000円	

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムに限る。）

区	区分	単位	金額
グラウンド	営利的な目的の場合	生徒等	11,100円
		その他	(略)
	グラウンドを使用する場合	午前	14,800円
		午後又は夜間	3,700円
		超過1時間	22,200円
		午前	29,600円
		午後又は夜間	7,400円
		超過1時間	13,950円
		午前	18,600円
		午後又は夜間	4,650円
超過1時間	27,900円		
午前	37,200円		
超過1時間	9,300円		
午前	16,800円		

ド、1階メイトン及び1階バックスタンドを使用する場合	その他	午後又は夜間	23,050円
		超過1時間	5,750円
		午前	34,600円
	その他	午後又は夜間	46,100円
		超過1時間	11,500円
		午前	20,200円
	生徒等	午後又は夜間	26,950円
		超過1時間	6,750円
		午前	40,400円
	その他	午後又は夜間	53,900円
		超過1時間	13,500円
		午前	24,850円
	生徒等	午後又は夜間	33,100円
超過1時間		8,300円	
午前		49,700円	
その他	午後又は夜間	66,200円	
	超過1時間	16,600円	
	午前	32,700円	
生徒等	午後又は夜間	43,600円	
	超過1時間	10,900円	
	午前	65,400円	
その他	午後又は夜間	87,200円	
	超過1時間	21,800円	
	午前		

ド、1階メイトン及び1階バックスタンドを使用する場合	その他	午後又は夜間	22,400円
		超過1時間	5,600円
		午前	33,600円
	その他	午後又は夜間	44,800円
		超過1時間	11,200円
		午前	19,650円
	生徒等	午後又は夜間	26,200円
		超過1時間	6,550円
		午前	39,300円
	その他	午後又は夜間	52,400円
		超過1時間	13,100円
		午前	24,150円
	生徒等	午後又は夜間	32,200円
超過1時間		8,050円	
午前		48,300円	
その他	午後又は夜間	64,400円	
	超過1時間	16,100円	
	午前	31,800円	
生徒等	午後又は夜間	42,400円	
	超過1時間	10,600円	
	午前	63,600円	
その他	午後又は夜間	84,800円	
	超過1時間	21,200円	
	午前		

(略)	(略)	510円
大会運営室 1		510円
大会運営室 2		210円
大会運営室 3		410円
大会運営室 4 A		410円
大会運営室 4 B		820円
更衣室		(略)
(略)		(略)
控室 1		210円
控室 2		210円
控室 3		310円
控室 4		310円
控室 5		210円
(略)		(略)
会議室 5		410円
会議室 6		210円
会議室 7		210円
会議室 8		410円
放送室		210円
(略)		(略)
売店 (22平方メートル以上36平方メートル未満)		210円
売店 (36平方メートル以上50平方メートル未満)		310円
売店 (50平方メートル以上64平方メートル未満)		410円
売店 (64平方メートル以上)		510円
観覧室		7,300円
特別室及び特別観覧席	営利を目的としな い場合	30,900円
		41,100円

(略)	(略)	500円
大会運営室 1		500円
大会運営室 2		200円
大会運営室 3		400円
大会運営室 4 A		400円
大会運営室 4 B		800円
更衣室		(略)
(略)		(略)
控室 1		200円
控室 2		200円
控室 3		300円
控室 4		300円
控室 5		200円
(略)		(略)
会議室 5		400円
会議室 6		200円
会議室 7		200円
会議室 8		400円
放送室		200円
(略)		(略)
売店 (22平方メートル以上36平方メートル未満)		200円
売店 (36平方メートル以上50平方メートル未満)		300円
売店 (50平方メートル以上64平方メートル未満)		400円
売店 (64平方メートル以上)		500円
観覧室		7,100円
特別室及び特別観覧席	営利を目的としな い場合	30,000円
		40,000円

	超過 1 時間	10,300円
	(略)	

(6) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園サブグラウンドに限る。）

区	分	単 位	金 額
営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,250円
		午後	4,300円
	超過 1 時間	1,100円	
その他	午前	6,500円	
	午後	8,600円	
	超過 1 時間	2,200円	

(略)

(7) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園野球場に限る。）

区	分	単 位	金 額
グラウンド	営利を目的としない場合	午前又は夜間	4,450円
		午後	5,950円
	超過 1 時間	1,500円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、 <u>1,800円</u>)	
その他	午前又は夜間	8,900円	
	午後	11,900円	
	超過 1 時間	3,000円(午後9時から翌日の午前9時までの	

	超過 1 時間	10,000円
	(略)	

(6) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園サブグラウンドに限る。）

区	分	単 位	金 額
営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,150円
		午後	4,200円
	超過 1 時間	1,050円	
その他	午前	6,300円	
	午後	8,400円	
	超過 1 時間	2,100円	

(略)

(7) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園野球場に限る。）

区	分	単 位	金 額
グラウンド	営利を目的としない場合	午前又は夜間	4,350円
		午後	5,800円
	超過 1 時間	1,450円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、 <u>1,740円</u>)	
その他	午前又は夜間	8,700円	
	午後	11,600円	
	超過 1 時間	2,900円(午後9時から翌日の午前9時までの	

			間にあつては、 <u>3,600</u> 円)
	(略)		
(略)	(略)	(略)	
ロッカー室			310円
(略)	(略)	(略)	
会議室1			210円
会議室2			210円
会議室3			210円
会議室4			210円
会議室5			210円
応接室			210円
記者室			410円
(略)	(略)	(略)	
売店			210円
特別室	営利を目的としな い場合	午前又は夜 間 午後 超過1時間	8,000円 10,700円 2,700円(午後9時 から翌日の午前9時 までの間にあつて は、3,200円)
	(略)		
(8) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びび体育館(専用使用の場合を除く。)並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合			
区	分	単位	金額
新潟スタジアム	生徒等	(略)	105円
	その他		210円
サブグラウンド	生徒等	(略)	105円

			間にあつては、 <u>3,480</u> 円)
	(略)		
(略)	(略)	(略)	
ロッカー室			300円
(略)	(略)	(略)	
会議室1			200円
会議室2			200円
会議室3			200円
会議室4			200円
会議室5			200円
応接室			200円
記者室			400円
(略)	(略)	(略)	
売店			200円
特別室	営利を目的としな い場合	午前又は夜 間 午後 超過1時間	7,800円 10,400円 2,600円(午後9時 から翌日の午前9時 までの間にあつて は、3,120円)
	(略)		
(8) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びび体育館(専用使用の場合を除く。)並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合			
区	分	単位	金額
新潟スタジアム	生徒等	(略)	100円
	その他		200円
サブグラウンド	生徒等	(略)	100円

屋内運動施設		その他		210円		
屋内運動施設	体育館	(略)	回数券による使用	児童等 高校生等 その他	(略)	370円 460円 610円
			児童等	(略)	310円	
	プール	(略)	回数券による使用	児童等	1人につき 1月	620円 1,550円
			その他	児童等	1人につき 3月	3,700円
		(略)	回数券による使用	その他	1人につき 6月	6,150円
					1人につき 1年	9,850円
		(略)	回数券による使用	その他	1人につき 1月	3,100円
					1人につき 3月	7,400円
		(略)	回数券による使用	その他	1人につき 6月	12,300円
					1人につき 1年	19,700円
		(略)	回数券による使用	児童等 その他	(略)	1,400円 2,800円
					個人	児童等 その他
	観賞展示温室	(略)	団体(20人以上の団体に限る。)	児童等	245円	
				その他	490円	
		(略)	定期券による	児童等	(略)	1,250円

屋内運動施設		その他		200円		
屋内運動施設	体育館	(略)	回数券による使用	児童等 高校生等 その他	(略)	360円 450円 590円
			児童等	(略)	300円	
	プール	(略)	回数券による使用	児童等	1人につき 1月	600円 1,500円
			その他	児童等	1人につき 3月	3,600円
		(略)	回数券による使用	その他	1人につき 6月	6,000円
					1人につき 1年	9,600円
		(略)	回数券による使用	その他	1人につき 1月	3,000円
					1人につき 3月	7,200円
		(略)	回数券による使用	その他	1人につき 6月	12,000円
					1人につき 1年	19,200円
		(略)	回数券による使用	児童等 その他	(略)	1,350円 2,700円
					個人	児童等 その他
	観賞展示温室	(略)	団体(20人以上の団体に限る。)	児童等	240円	
				その他	480円	
		(略)	定期券による	児童等	(略)	1,200円

備考 (略)	使用する回数券による使用	その他	2,500円
		児童等	1,400円
		その他	2,800円

備考 (略)

別表第3 (第15条関係)

単 位	金 額
10平方メートルにつき1日	33円

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の新潟県都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

備考 (略)	使用する回数券による使用	その他	2,400円
		児童等	1,350円
		その他	2,700円

備考 (略)

別表第3 (第15条関係)

単 位	金 額
10平方メートルにつき1日	32円

備考 (略)

